

# 西東京市 第4次男女平等参画 推進計画

概要版

西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画



平成31(2019)年3月  
西東京市

## 計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、平成16(2004)年3月に「一人ひとりが自分らしく自立いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、平成21(2009)年3月には第1次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第2次男女平等参画推進計画」を策定しました。平成20(2008)年4月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。

さらに、平成26(2014)年3月には、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するため、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を包含した「西東京市第3次男女平等参画推進計画」を策定しました。

今回、男女平等参画を取り巻く社会環境の変化に対応するとともに、これまでの取り組みをさらに前進させるため、「西東京市第4次男女平等参画推進計画」を策定しました。この計画は、「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」、また、女性の職業生活における活躍を推進するため、新たに策定した「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」を包含するものとしします。

## 計画の目的

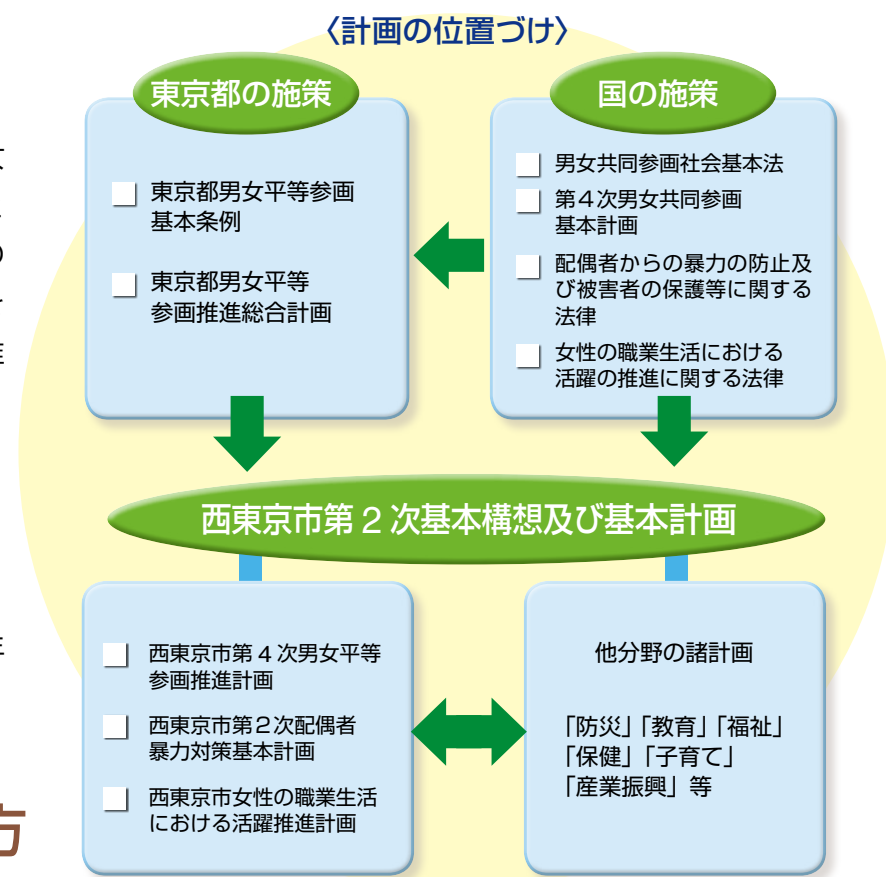
この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年とします。

## 計画の基本的考え方

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別等により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。



## 計画の基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす

基本理念の実現に向けて、以下の3つの視点を掲げます。

### 人権の尊重

私たちは、誰もが性別等により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

### 個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

### 男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

## 計画の基本目標と重点課題の設定

この計画では、4つの基本目標を設定し、目標を実現するための課題を明らかにし、課題解決に向けた施策を提示しています。

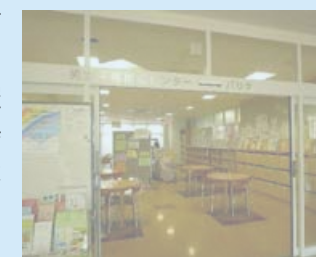
また、基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ります。

さらに、この計画では、達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標と目標値を設定しています。

### 男女平等参画社会を推進していくための活動拠点 男女平等推進センター パリテ

西東京市男女平等推進センター パリテは、学習・相談・交流・情報の収集や発信・市民との協働など男女平等参画社会を推進していくための活動拠点(オアシス)です。

女性相談、活動室、オープンスペース(図書・パソコン・登録団体連絡箱設置)、印刷室を備え、市民との協働で毎年2月に「パリテまつり」を開催したり、企画運営委員会とともに講演会・講座など実施しています。



※愛称「パリテ」とはフランス語で“平等な”という意味です。

**男女平等推進センター宣言**

性、国籍、年齢などの違いや障害の有無にかかわらず、女性たちはもとより、あらゆる人びとが、ここにすれば、いろいろな人に出会え、結びつきが生まれる。ここにすれば、互いに解放され、自己をみつめることができる。ここにすれば、悩みを語り、共有し、解決に導ける。ここにすれば、共に学び、考え、行動することができる。また、ここになれば、若い若きも、女も男も、すべての人が元気になる。そして、ここが、世界の平和を創り出す場となるとともに、西東京市民すべての人の、自由と平等に寄与することを願います。



# 計画の体系

## 基本理念

一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす

## 視点

### 人権の尊重

私たちは、誰もが性別等により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

### 個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

### 男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

## 基本目標

### 基本目標 I 人権の尊重

### 基本目標 II 地域における 男女平等参画の推進

### 基本目標 III ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) と 女性の活躍の推進

### 基本目標 IV 男女平等参画の 実現に向けた 推進体制の強化

## 課題 (★は重点課題)

- I-1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消
- I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
- I-3★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
- I-4 男女平等を阻む暴力の防止
- I-5 性と生殖に関する健康支援
- II-1★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進
- II-2 地域活動における男女平等参画の推進
- II-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進
- III-1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- III-2 経済活動における女性活躍の推進
- III-3 男性の家事・育児・介護への参画促進
- III-4 子育てへの支援
- III-5 介護への支援
- IV-1★ 庁内推進体制の充実
- IV-2 男女平等推進センターパリティの事業の充実
- IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理

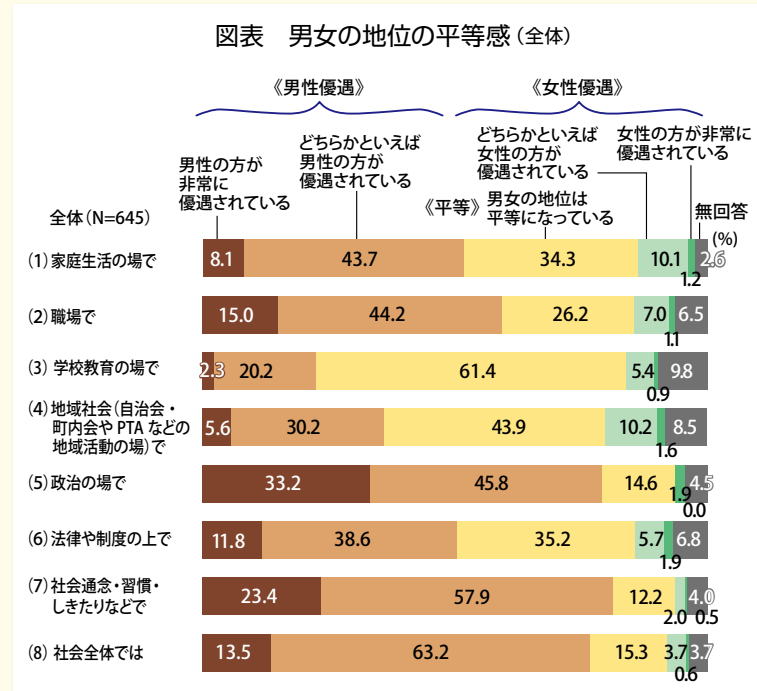
## 施策

- (1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
- (2) 男女平等に関する学習機会の提供
- (3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
- (1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施
- (2) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり
- (3) 保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発
- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 被害者の安全の確保と自立への支援
- (4) 市の体制整備に向けた取り組みの強化
- (5) 関係機関との連携強化
- (1) 暴力の防止に向けた意識啓発
- (2) 暴力の被害者に対する支援
- (1) からだと性に関する正確な情報の提供
- (2) 性差に応じた健康支援
- (1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用
- (2) 人材に関する情報の収集と人材の養成
- (1) 女性リーダーの育成と参画の促進
- (2) 地域活動等への男性の参画の促進
- (3) 市民活動団体との協働
- (1) 防災対策における女性の参画拡大
- (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
- (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
- (1) 女性の就労及びキャリア形成支援
- (2) 市内の事業所における女性の活躍の推進
- (3) 女性農業者への支援
- (4) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
- (1) 男性の家事・子育てへの参画促進
- (2) 男性の介護への参画促進
- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援の促進
- (3) ひとり親家庭への支援
- (1) 地域での支え合いのしくみづくり
- (2) 家族介護者への支援
- (1) 庁内推進体制の充実・強化
- (2) 男女平等推進条例設置の検討
- (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換
- (4) 男女平等参画に関する職員の理解促進
- (5) 男女ともに働きやすい職場環境の整備
- (6) 管理的立場における女性職員の参画促進
- (1) 相談機能の充実
- (2) 学習機能の充実
- (3) 情報収集・提供の充実
- (4) 市民との協働
- (1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

※ 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画」  
 ※ 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画」

## 基本目標Ⅰ 人権の尊重

- I-1** 男女の固定的性別役割分担意識の解消を進めます。また、メディア・リテラシーの普及・啓発を進めるとともに、市の発行物等の表現において、男女平等の視点の徹底に努めます。
- I-2** 性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合うための男女平等教育の実施と学習機会の提供を行います。
- I-3** 「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」として、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。さらに、庁内でDV被害者や加害者へ適切な対応ができるよう体制を整備するとともに庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、対象者一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援をしていきます。
- I-4** 男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組みます。
- I-5** 市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、からだと性に関する正確な情報の提供やそれぞれの性に対応した支援を行います。

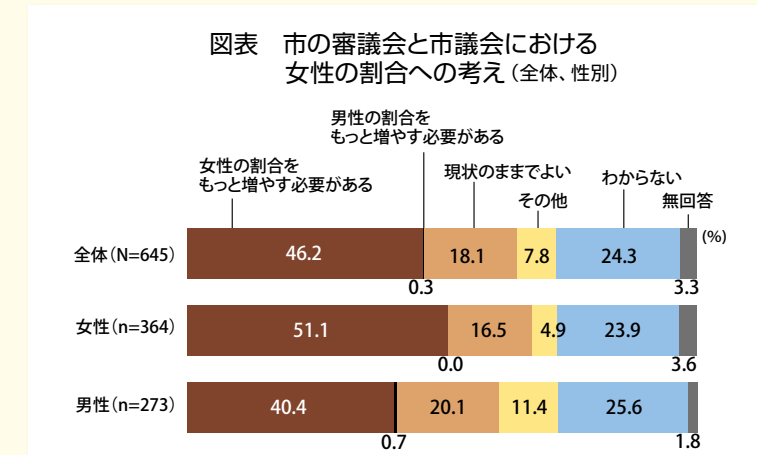


『学校教育の場で』と『地域社会(自治会・町内会やPTAなどの地域活動)で』は《平等》が多数となっていますが、それ以外の分野では《男性優遇》の割合が5割を超えています。特に、『社会通念・習慣・しきたりなどで』と『政治の場で』の2分野においては8割程度と高くなっています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成29年)

## 基本目標Ⅱ 地域における男女平等参画の推進

- II-1** 政策等に男女双方の視点を平等に活かすために、審議会・委員会等への女性の登用を積極的に図ります。また、リーダーを担う女性の人材について情報を収集するとともに、女性リーダーの育成を図ります。
- II-2** 地域活動において、女性がリーダーを担えるように支援するとともに、男性の地域活動への参画を支援します。
- II-3** 防災分野への女性の参画を促進するとともに、人道支援の国際基準等も踏まえながら、男女平等の視点を取り入れた地域防災活動を進めます。



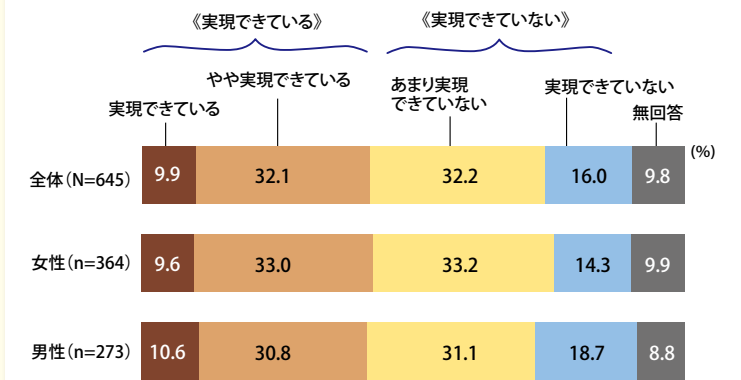
女性は5割程度、男性は4割程度が市の審議会や市議会において「女性の割合をもっと増やす必要がある」と回答しています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成29年)

## 基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性の活躍の推進

- III-1** ワーク・ライフ・バランスについて広く市民に浸透するよう、引き続き啓発を行います。また、事業所がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。
- III-2** 働く意欲のある女性が能力を十分に発揮し、活躍できるよう、就労支援や市内企業・事業所への働きかけ、起業支援等の取り組みを進めます。
- III-3** 男性も仕事と家庭をバランスよく両立し得るように、男性の家事、育児、介護への参画に向けて支援の充実を図ります。
- III-4** 子育て支援の充実を図るとともに、ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。
- III-5** 女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

図表 ワーク・ライフ・バランスを実現しているか(全体、性別)



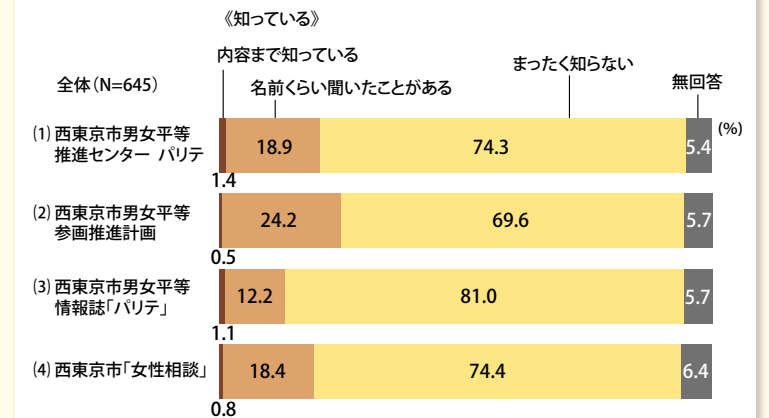
ワーク・ライフ・バランスを《実現できている》人は約4割、《実現できていない》人は約5割となっています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成29年)

## 基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

- IV-1** 市役所において、女性管理職の登用を促進するとともに、職員一人ひとりが自ら男女平等参画を実践し、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組みます。また、市の発行物においては、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。
- IV-2** 男女平等推進センター パリテにおける事業の充実を図るとともに、積極的に情報を発信し、男女平等参画に対する市民の理解を深めます。
- IV-3** 本計画を着実に実行するため、担当課による自己評価に加え、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら本計画の進行管理を行います。

図表 西東京市の取り組みに関する認知度(全体)



男女平等推進センター パリテをはじめとして、西東京市の男女平等参画に関する取り組みの認知度は、約1割から2割台となっています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成29年)

# 課題ごとの指標

計画の進捗状況を定期的・客観的に点検・評価し、その後の進捗に活かしていくため、課題ごとに指標と目標値を設定しました。

※課題の★は重点課題です。

目標	課題	指標	現状値	平成35(2023)年度 目標値	
I 人権の尊重	I-1★	男女の固定的性別役割分担意識の解消	男女の固定的性別役割分担意識について、解消されていると思う人の割合を増やす	63.4% (平成29年)	70%
	I-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	家庭・学校・地域の社会全体で、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	15.3% (平成29年)	30%
	I-3★	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	配偶者等から暴力を受けたとき、「誰にも相談しなかった」人の割合を減らす	58.7% (平成29年)	50%
	I-4	男女平等を阻む暴力の防止	女性相談の認知度を上げる	19.2% (平成29年)	50%
	I-5	性と生殖に関する健康支援	女性に特有のがんの検診受診率を上げる	乳がん：25.6% 子宮頸がん：19.0% (平成29年)	乳がん：26%以上 子宮頸がん：21%以上
II 地域における男女平等参画の推進	II-1★	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす	32.8% (平成30年)	40%
	II-2	地域活動における男女平等参画の推進	地域社会（自治会・町内会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	43.9% (平成29年)	60%
	II-3	男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	防災会議における女性委員の割合を増やす	5.9% (平成30年)	15%
III ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進	III-1★	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	ワーク・ライフ・バランスを実現していると思う人の割合を増やす	42.0% (平成29年)	60%
	III-2	経済活動における女性活躍の推進	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	26.2% (平成29年)	40%
	III-3	男性の家事・育児・介護への参画促進	男性が家事・育児・介護等に携わっている時間を増やす	1時間17分 (平成29年)	2時間
	III-4・5共通	子育てへの支援・介護への支援	男性の育児休業取得率を上げる	2.9% (平成29年)	10%
IV 男女平等参画の推進体制の強化	IV-1★	庁内推進体制の充実	市職員の男女別における係長級職以上の占める割合を増やす	29.7% (平成30年)	40%
	IV-2	男女平等推進センターパリティの事業の充実	男女平等推進センターパリティの認知度を上げる	20.3% (平成29年)	40%
	IV-3	男女平等参画推進計画の進行管理	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす	A評価50.9% (平成28年)	60%



西東京市第4次男女平等参画推進計画

西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

平成31(2019)年3月

編集・発行 西東京市生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課 男女平等推進係  
〒202-0005

東京都西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内 男女平等推進センター パリティ  
TEL 042-439-0075 FAX 042-422-5375